

質 問 書

2023 年 3 月 24 日

「(案件名)ブルンジ国生計向上を通じた社会的結束のための能力開発アドバイザー業務」
(公示日:2023 年 3 月 15 日/公示番号:22a00962)について、質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	p6 コミューン開発計画を策定。	コミューン開発計画はコミューン政府が作成したのでしょうか。またこの際に農民や地域住民の意見をくみ取った形での形成を実施したのでしょうか。	コミューン開発計画はコミューン政府が作成しております。地域住民の意見を反映して策定することが定められていますが、実態としてどの程度対応されたのかは不明です。
2	p6 コミューンはコーペラティブの形成を奨励しコミューン投資基金を通じた補助金を投じる政策を推進している。	コーペラティブの形成はコミューン政府が実施したのでしょうか。 また、コーペラティブの役員はどのように選出されたのでしょうか。	コーペラティブは政府が形成するのではなく、政府が定める所定の手続きに則って住民が作るものという理解で、役員選出の方法が規定されているかは不明です。
3	p7 第3条(2)の注書き 2022年3月から12月まで専門家を派遣済	本専門家の成果は、P-11【成果1に関する業務】に記載の「DOPEAEとPCDCで掲げる優先事業が整合していない。派遣済専門家により整理された関連政策や課題」とあるが具体的にどのような政策や課題が整理されたのでしょうか。	DOPEAEとPCDCの政策内容について一部整理されており、同政策に係る事業の実施状況を適切に管理し助言するメカニズムについて関係者間で十分に理解されていないこと、必要な資金を動員できていないことなどが報告されています。また各コミューンのPCDCは県農業局では集約管理しておらず、コミューンレベルで文書、電子データで管理しているが、コミューン側でも確認できないなどの報告もあります。
4	p7 第3条(2)の注書き 2022年3月から12月まで専門家を派遣済	本専門家の成果は、P-11【成果3に関する業務】に記載の「信頼醸成、包摂性の視点が組み込まれた研修、モニタリング及び視察プログラ	ご理解の通り、研修自体の大きな変更は想定しておりませんが、ご提案を妨げるものではありません。第三国視察の受け入れ機関へ視察につ

		ムが派遣済みの専門家により形成され、C/P と合意している。」とあり、より効果的・効率的な方法があれば提案するとあるが、研修自体は合意済なので、大きな変更はい認められないのでしょうか。また、第3国視察は受け入れ機関との調整はすでに了しているとの理解で宜しいですか。	いて一部連絡済みですが、具体的な調整は今後行う必要があります。
5	p9 (3)他国における事業の知見の活用	「本案件の関係者が他国の類似業務の関係者との意見交換や視察の機会」はウガンダ北部への第三国視察との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	p10 第7条【事業全体に関する業務】(3)JICAミッションの受け入れ	業務対象機関の約1年のうち、アドバイザーが現地にいるのは約5カ月間と制約があるため、JICA ミッションとアドバイザーの現地滞在が重ならない可能性があります。 JICA ミッションはアドバイザーの派遣時期に合わせて調整されるのでしょうか？ ミッションとしてどうしても派遣が必要な時期が現時点で決まっている場合は、教えていただけないでしょうか？	JICA調査団の方で可能な限り調整します。
7	p10 (3)JICA ミッションの受け入れ	現時点で想定される時期・回数があれば教えていただければ幸いです。	1～2回実施予定です。具体的には、本専門家の渡航直後と、渡航の終了時を想定していますが、今後調整により回数、時期ともに変更が得ます。
8	p11 【成果3に関する業務】	現地国内研修①、各コミュニティの定期モニタリング、コーペラティブ役員による視察、現地国内研修②／農業技術研修について、回数が記載されておりますが、実施期間の記載がありません。一方、配布資料では実施期間が記載されて	日数の変更につきましては理由により調整可能です。

		<p>おります。</p> <p>上記活動は、派遣済みの専門家により、C/P と実施が合意されているという認識ですので、日数も変更できないと考えてよろしいでしょうか。</p>	
9	p12 <各コミュニンの定期モニタリング>	<p>「定期モニタリング」とは「研修」の一環に含まれており、モニタリングのやり方を伝えるような活動なのではないでしょうか。もしそうでない場合は、具体的にどのような活動をこの「定期モニタリング」で想定しているのでしょうか。</p>	<p>定期モニタリングは現地にて行政官と共に活動を確認してもらうことを想定しており、モニタリングのやり方を伝える活動ではありません。</p>
10	p12 <現地国内研修②/農業技術研修> 全 12 セッション中 2 セッションは実施済み	<p>2 セッションは実施済みとあるが、全 12 セッションの研修モジュール等は作成済みなのではないでしょうか。また、全体のカリキュラムや研修計画があれば事前に頂くことは可能でしょうか。</p> <p>作付けや季節・プロセスに合わせて 3 セッションで 1 回と計画していますが、昨年 12 月に 2 セッションを実施しており、1 回に満たない中途半端な状況で、季節に合わせた研修が実施できるか不明ですが、如何お考えでしょうか。</p>	<p>全 12 セッションの研修モジュールは作成されておりませんので、作成頂く想定です。研修実施回数につきましては、計画に合わせて合理的に整理致します。</p>
11	p15 (1)コンサルタント等の法人としての経験、能力	<p>1)類似業務の経験の記載について、以下のような下線の有無に意味があるのでしょうか。</p> <p>類似業務:生計向上、平和構築、社会的結束、コミュニティ開発のいずれか</p>	<p>下線については誤りであり、意味はありません。失礼致しました。生計向上、平和構築、社会的結束、コミュニティ開発のいずれかの類似業務の経験を評価致します。</p>
12	p18 安全な宿舎の手配	<p>ブジュンブラ市及びギテガ県における、「ルワンダ事務所が推奨する宿泊施設」の 1 泊当たりの宿泊料を教えてくださいませんか？</p> <p>同ページに「単独行動を避ける」とあるため、宿泊先も同じにするとの理解です。見積書作成に必要な情報のため。</p>	<p>ブジュンブラ市内USD100 /泊、ギテガ USD 40/泊程度を想定しております。</p>

13	p18 移動手段	ギテガ県では「外交ナンバー及び複数台で移動」とありますが、P.17 には貸与車両は 1 台とあります。2 台目はレンタカーとなりますか？またそのレンタカーも外交ナンバーが必要でしょうか？	ギテガ県での移動手段として一台は外交ナンバーを利用、2台目は一般ナンバーのレンタカーの利用が可能です。
14	p20 (4)定額計上について	「現地国内研修及び視察」として、250 万円となっております。P.12 に記載の「各コミュニケーションの定期モニタリング」の費用もここに含まれているのでしょうか？ また、研修や視察実施に係る費用の中には、講師謝金や CP の旅費は含まれていると思われませんが、2022 年 5 月に契約されたとされるローカルコンサルタント（現在も活動中と理解していますが、活動していますか？）、本業務で雇用するローカルスタッフ、運転手の旅費は含まれていますか？	含まれます。講師謝金、CP旅費も含まれます。2022年5月に契約したローカルコンサルタントは現在契約を解除しており活動しておりません。また運転手の旅費も含まれます。
15	p20 (6)旅費(航空賃)について	以下の経路がありますが、ブルンジを兼轄するルワンダ事務所への訪問を想定されていますでしょうか。 東京⇒カタール⇒キガリ⇒ブジュンブラ(カタール航空)	ルワンダへの渡航は想定していません。航空会社の経路により想定される航路を記載しております(通常キガリで乗客の一部が降りるのみで、機体の乗り換えなどはありません)。

以上